公立大学法人宮城大学における研究倫理の保持並びに研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用の防止等に関する規程

平成21年7月22日 規程第93号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 研究倫理の遵守(第3条-第13条)
- 第3章 管理体系 (第14条-第16条)
- 第4章 告発の受付(第17条一第19条)
- 第5章 告発者、被告発者等の取扱い (第20条一第24条)
- 第6章 事案の調査(第25条―第34条)
- 第7章 特定不正行為の認定 (第35条-第39条)
- 第8章 告発者及び被告発者に対する措置 (第40条一第43条)
- 第9章 雑則 (第44条·第45条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学(以下「本学」という。)において研究を遂行するに当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、科学研究費補助金取扱規程(昭和40年文部省告示第110号)、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)その他関係する法令及び通知、本学が定める規程等並びに本学に対し研究費の配分をする外部機関(以下「配分機関」という。)が定める事務処理手続等(以下「法令等」という。)に定めるもののほか、研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用(以下「特定不正行為」という。)の防止に関する事項並びに研究者等が遵守すべき倫理の保持に係る事項を定め、併せて、特定不正行為への適切な対応等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - 一 研究 研究計画の立案,計画の実施,成果の発表・評価に至る全ての過程 における行為,決定及びこれらに付随する全ての事項をいう。
 - 二 研究者 本学において学術研究に携わる全ての者をいう。

- 三 事務職員 本学における研究又は研究費に関わる事務職員をいう。
- 四 研究費 運営費交付金,奨学寄附金,受託研究費,共同研究費,補助金等 を財源として本学で扱う全ての研究経費をいう。
- 五 研究活動上の不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な 注意義務を著しく怠ったことによる,研究活動における次に掲げる行為及び それらに助力する行為をいう。
 - イ ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ロ 改ざん 研究資料,機器及び過程を変更する操作を行い,データ及び研 究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ハ 盗用 他の研究者のアイディア,分析・解析方法,データ,研究結果, 論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - 二 イからハまでに掲げるもののほか,研究活動上の不適切な行為であって,科学者の行動規範(平成18年10月3日日本学術会議制定)及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- 六 研究費の不正使用 故意又は重大な過失による研究費の取扱いに係る次 に掲げる行為及びそれらに助力する行為をいう。
 - イ 架空の取引により本学に代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。
 - ロ 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費などを本学に支払わせること。
 - ハ 虚偽の申請に基づき出張旅費等を本学に支払わせること。
 - ニ 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬を本学に支払わせること。
 - ホ イから二までに掲げるもののほか、法令等に定められた用途以外の用途に 使用すること又は研究費の交付決定の内容及びこれに付された条件に違反し て使用すること。

第2章 研究倫理の遵守

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者は、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに良心に従い誠 実に行動しなければならない。
- 2 研究者は、常に生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しな ければならない。
- 3 研究費の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員は、法令等を遵守するとともに、その旨を定めた誓約書を学長に提出しなければならない。
- 4 研究者及び事務職員は、研究倫理、公的研究費の取扱い等に関する研修等に 積極的に参加し、法令等の習得に努めなければならない。
- 5 研究者及び事務職員は、研究の特性を理解し、効率的に研究を推進するとと もに、研究費の執行及び研究の実施に当たっては、法令等に基づき、適正に遂 行しなければならない。
- 6 研究者は、宮城大学教員研究費、受託研究費、共同研究費、奨学寄附金又は 科学研究費補助金以外の研究に係る資金又は物品を獲得した場合には、学長に 研究内容、獲得した資金及び物品の内容を報告しなければならない。

(研究者の基本的態度)

- 第4条 研究者は、常に自らの行動又は発言を律するように努めるとともに、自 らが関与する研究が一般社会又は人々に与える影響を常に自覚しなければな らない。
- 2 研究者は、学生又は大学院生が研究活動に加わるときは、学生又は大学院生が不利益を被らないように十分配慮するほか、この規程を踏まえた指導を行わなければならない。
- 3 研究者は、研究計画の立案又は提案に当たっては、過去に行われた研究業績 の調査及び把握に努め、誠実に自己のアイディア並びに手法の独創性及び新規 性を確認しなければならない。他者の独創性及び新規性は、これを尊重しなけ ればならない。

(研究のためのデータ等の収集及び管理)

- 第5条 研究者は、データ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法及び手段により行わなければならない。
- 2 研究者は、その研究活動の過程を実験ノート等の形で適切に保管するものとし、実験等の操作のログ及びデータ取得の条件等について、後日の利用及び検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。
- 3 論文,報告及び研究成果発表の元となった研究資料(文書,数値データ,画像等をいう。)については当該論文等の発表後 10 年間,試料,標本,装置等の有体物については当該論文等の発表後 5 年間,それぞれ保存することを原則とする。

(研究成果の公表)

- 第6条 研究者は、特許権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、研究の内容及び成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。
- 2 研究者は、研究成果の公表に際しては、オーサーシップ又は先行研究に十分な注意を払い、共同研究者又は論文の共著者の権利を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、研究成果の公表に当たっては、研究方法等を当該研究者以外の者 が検証又は追試できるようできるだけ具体的に提示しなければならない。

(著作権の侵害)

- 第7条 研究者は、出典を明示し、又は明確にすることなく他人の作成したデータ若しくは文書を引用し、若しくは要約を作成し、又は他人が発表した試資料等を盗用してはならない。
- 2 前項の引用は、自らの学説、主張等を展開するために他人の学説等を引用するなど公正な慣行に合致し、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第8条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の資料、情報、データ 等(以下この条及び次条において「資料等」という。)の提供を受けて研究を行 う場合は、提供者又は代諾者等(当該提供者の法定代理人等提供者の意思及び利益を代弁できると考えられる者をいう。)に対して、その目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者又は代諾者等の明確な同意を得なければならない。組織、団体等から、これらの資料等の提供を受ける場合も同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 研究者は、研究のために収集した資料等のうち、個人を特定できるものについては、個人が特定できないように処理し、厳重に管理するとともに、正当な理由がなくこれらを他に漏らしてはならない。組織、団体等から提供を受けたこれらの資料等についても同様とする。

(機器,薬品,材料等の安全管理)

- 第10条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いる場合は、本学の関係規程等を遵守し、安全管理に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究の過程で生じた残さ物、使用済み薬品・材料等について、責任を持ってその最終処理をしなければならない。

(他者の業績評価)

- 第11条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の 評価又は検証に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基 準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。
- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。また、当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(利益相反行為の禁止)

- 第12条 研究者は、次に掲げる利益相反行為(研究者の個人的利益又は共同研究等での開発若しくは連携先等相手組織等への責務が、本学の研究者としての 責務又は本学の利益に反する研究上の行為となることをいう。)に該当する行 為を行ってはならない。
 - 一 研究者が産官学連携活動を行うことに伴い、企業等から実施料収入、兼業報酬、未公開株その他の利益を得ている場合において、当該利益を得ている ことに起因して自己又は企業等の利益を優先することによって当該研究者 の本学における適正な職務の遂行を阻害する行為
 - 二 研究者が兼業活動を行うことに伴い、企業等に対し職務遂行責任が生じる場合において、当該企業等に対する職務遂行責任を優先することによって当該研究者の本学における適正な職務の遂行を阻害する行為

(研究費に係る適正な運営)

- 第13条 研究者及び事務職員は,第15条に定める不正防止計画を踏まえ,適 正に研究費を執行しなければならない。
- 2 研究費に係る物品調達,非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理,換金性の高い物品の管理,研究者の出張に係る用務の目的及び受給額の適切性の確認等は,原則として事務職員が実施するものとする。
- 3 データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの開発並びに作成、機器

の保守及び点検等の特殊な役務についても検収対象とし、原則として、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェック等を含め、これに係る仕様書、作業工程等の詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックするものとする。また、成果物がない機器の保守、点検等の検収は、事務職員が立会い等による現場確認を行うものとする。

- 4 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、宮城県が定める物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(令和2年4月1日施行)の例により取り扱うものとする。
- 5 取引業者に対し、前項に定める処分方針、本学の不正対策に関する方針及び ルール等を周知し、一定の取引実績等を考慮した上で誓約書の提出を求めるも のとする。

第3章 管理体系

(責任体制)

- 第14条 本学における研究に係る倫理を保持し,特定不正行為を防止するため, 次の各号に掲げる責任者を置き,その運営及び管理に係る責任及び権限を当該 各号のとおり定める。
 - 一 学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、研究に係る倫理の保持及び特定不正行為の防止について最終的な責任を負い、主に次に掲げる業務を行う。
 - イ 不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずること。
 - ロ 統括管理責任者,研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者 が責任を持って研究費の運営及び管理が行えるよう,適切にリーダーシッ プを発揮すること。
 - ハ 自ら率先して不正防止計画の進捗管理に努め、着実に実施すること。
 - 二 研究を担当する副学長は、統括管理責任者として、研究に係る倫理の保持 及び特定不正行為の防止について最高管理責任者を補佐するとともに、本学 全体を統括する実質的な責任及び権限を有し、主に次に掲げる業務を行う。 イ 不正防止対策の組織横断的な体制を統括すること。
 - ロ 基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告すること。
 - ハ 特定不正行為に係る告発の受付から不正行為等の認定等を行うまでの 実質的な責任及び権限を有し、必要な体制を構築して調査等を行うこと。
 - 三 学群長,基盤教育群長,研究科長,公立大学法人宮城大学基本規則(平成21年宮城大学規則第1号。以下「基本規則」という。)第38条第3項及び第39条第4項に規定するセンター長及び事務局長は,コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者として,各所属における研究に係る倫理の保持について実質的な責任及び権限を有し,統括管理責任者の指示の下,主に次に掲げる業務を行う。
 - イ 自己の管理監督又は指導する所属における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

第3編研究 研究倫理規程

- ロ 不正防止を図るため、各所属内で研究費の運営及び管理に関わる全ての 研究者及び事務職員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況及 び理解度を管理監督すること。
- ハ 自己の管理監督又は指導する所属において、研究者及び事務職員が、適切に研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。
- 二 所属する研究者や事務職員など広く研究活動に関わる者を対象に,定期 的に研究倫理教育を実施することにより,研究者倫理に関する知識を定着 及び更新させること。

(不正防止計画の推進)

- 第15条 基本規則第36条第1項に規定する研究委員会は,不正防止計画推進 部署として,次に掲げる業務を行う。
 - 一 不正を発生させる要因を把握・分析し、それらに対応する具体的な不正防 止計画を策定すること。
 - 二 不正防止計画と実態がかい離していないか、常に確認を行い必要な措置を 講ずること。
 - 三 モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期 的に不正防止計画の見直しを行うこと。
 - 四 研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発等を実施すること。 五 研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリングを実施する とともに、ルール違反防止のためのシステム又は業務の有効性及び効率性に 関する内部監査を実施すること。

(内部監査)

- 第16条 公立大学法人宮城大学監事監査・内部監査規程(平成21年宮城大学 規程第17号)第8条に規定する内部監査責任者は,研究費の適正な管理のた め,本学全体の視点から,毎年度定期的に,次に掲げる内部監査を実施する。
 - 一 法令等に照らした会計書類のチェックなど経理的な側面に対する監査
 - 二 研究費の管理に係る体制又は業務の有効性及び効率性の側面に対する監 査
- 2 前項の監査の実施に当たっては、本学の実態に即して不正発生のリスク要因を分析し、その結果に基づき重点的に監査対象を抽出するリスクアプローチ監査を導入するものとする。
- 3 内部監査責任者は、監査報告の取りまとめ結果について、コンプライアンス 教育の一環として、学内に周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

第4章 告発の受付

(告発等の受付窓口)

第17条 特定不正行為に関する告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない 相談を受けるため、受付窓口を置き、その責任者は事務局総務課長及び太白事 務室長とする。 (告発の受付)

- 第18条 告発は,受付窓口に対する書面,電話,ファクシミリ又は電子メール, 面談等により,本学に直接行うものとする。
- 2 前項の告発については、原則として、顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、研究活動上の不正行為にあっては不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合であっても、告発の 内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 学会等の科学コミュニティ、報道又はインターネット上の情報等により特定 不正行為の疑いが指摘された場合(特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、研究活動上の不 正行為にあっては不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合 に限る。)は、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 受付窓口において告発を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者、統括 管理責任者及び当該告発に関係する研究倫理教育責任者に報告するとともに、 書面による告発等、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法に よる告発がなされた場合には、告発者に告発を受け付けた旨を通知するものと する。
- 6 本学が、告発の受付から不正行為等の認定等を行うまでの実質的な責任及び 権限を有する者として統括管理責任者を充て、統括管理責任者は必要な体制を 構築して調査等を行うものとする。

(告発の相談)

- 第19条 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認及び精査し、相当の理由があると認めた場合には、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。この場合において、告発の意思表示がなされない場合であっても、統括管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。
- 2 特定不正行為が行われようとしている,又は特定不正行為を求められている 等の相談については,最高管理責任者及び統括管理責任者に報告の上,報告を 受けた最高管理責任者及び統括管理責任者は,その内容を確認及び精査し,相 当の理由があると認めたときは,該当者に警告を行うものとする。

第5章 告発者,被告発者等の取扱い

(受付窓口の義務)

第20条 受付窓口の職員は,告発を受け付けるに際しては,個室で面談したり, 電話,電子メール等を窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするな ど,告発内容及び告発者(前条の相談者を含む。以下この章において同じ。)の 秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

(秘密の保護)

第21条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏

らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、当該告発に係る事案が漏えいした場合においては、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責めにより漏えいした場合には、当該者の了解は不要とする。
- 4 最高管理責任者,統括管理責任者その他の関係者は,告発者,被告発者,調 査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは,告発者,被告発者,調査協 力者及び関係者の人権,名誉,プライバシー等を侵害することのないように配 慮しなければならない。

(告発者の保護)

第22条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対する解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第23条 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみを もって、被告発者の研究活動を部分的若しくは全面的に禁止し、又は解雇、降格、 減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第24条 何人も, 悪意(被告発者を陥れるため, 又は被告発者が行う研究を妨害するためなど, 専ら被告発者に何らかの損害を与えること及び被告発者が所属する機関,組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づく告発を行ってはならない。
- 2 最高管理責任者は、調査の結果、告発が悪意に基づくものであったことが判明した場合には、理事長に対し、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発その他必要な措置を申し出ることができる。

第6章 事案の調査

(予備調査)

- 第25条 統括管理責任者は,第18条に基づく告発があった場合又は統括管理 責任者が予備調査の必要を認めた場合には,告発に係る特定不正行為が行われ た可能性,告発内容の合理性,調査可能性等について予備調査を行うものとす る。
- 2 統括管理責任者は、予備調査を行うため、必要に応じ、統括管理責任者が指 名する者を委員として組織する予備調査委員会を設置することができる。
- 3 予備調査においては、必要に応じて、対象者に対して、関係資料その他予備 調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行 うほか、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全す

る措置を講ずることができる。

4 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての 予備調査を行う場合には、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正 行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査の要否の決定)

- 第26条 統括管理責任者は、告発を受け付けた日又は予備調査の必要を認めた 日から起算して30日以内に、予備調査の結果を最高管理責任者に報告するも のとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、直ちに、当該事案に係る本格的な 調査(以下「本調査」という。)を実施するか否かを決定する。
- 3 前項の規定により本調査を実施することを決定した場合には、最高管理責任 者は、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力 を求めるとともに、配分機関及び関係省庁に報告するものとする。この場合に おいて、研究費の不正使用に係る本調査の実施に際しては、調査方針、調査対 象及び方法等について、配分機関に報告し、又は協議しなければならない。
- 4 第2項の規定により本調査を実施しないことを決定した場合には、最高管理 責任者は、理由を付してその旨を告発者に通知するとともに、当該決定が、研 究費の不正使用に係るものであるときは配分機関に報告するものとする。この 場合において、本学は予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機 関等及び告発者の求めに応じ開示する。

(調査委員会の設置)

- 第27条 本調査は、本学に調査委員会を設置して行うものとする。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織するものとし、全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
 - 一 統括管理責任者
 - 二 本学の教員又は事務職員のうちから学長が指名する者 1人以上
 - 三 研究活動に関する識見を有し、本学と直接の利害関係を有しない学外者の うちから学長が指名する者 1人以上
 - 四 法律に関する専門知識を有し、本学と直接の利害関係を有しない学外者の うちから学長が指名する者 1人以上
- 3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。委員長に事故があるとき、又は支障があるときは、最高管理責任者が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 5 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の 決するところによる。
- 6 最高管理責任者は、第2項に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を委員に加えることができる。ただし、同項第3号及び第4号に掲げる委員の数は、委員の総数の2分の1以上でなければならない。
- 7 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を 聴くことができる。
- 8 本調査に関与した者等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その

職を退いた後も、同様とする。

- 9 統括管理責任者は、調査委員会が設置されたときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に示すものとする。
- 10 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により統括管理責任者に対し、調査委員会委員に関する異議申立てをすることができる。
- 11 統括管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合において、その内容を 審査し、異議申立てが妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調 査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第28条 調査委員会は、本調査の実施が決定された日から起算して30日以内 に本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会による本調査は、告発された特定不正行為が、研究活動上の不正 行為であるときは当該研究活動に関する論文、実験・観察ノート、生データ等 の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再実験の要請等により行うものとし、 研究費の不正使用であるときは各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精 査、関係者のヒアリング等により行うものとする。この場合において、調査委 員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 3 告発された特定不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が 再実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合又は被告発者自ら の意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合には、それ に要する期間及び機会に関し、本学が合理的に必要と判断する範囲内において、 調査委員会の指導及び監督の下に、これを行う。
- 4 告発者、被告発者その他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に 実施されるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査委員会の本調査 に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象となる研究活動)

第29条 本調査の実施に当たっては、告発された事案に係る研究活動のほか、 調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も、その対象 に含めることができる。

(証拠の保全)

- 第30条 調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発された事案に係る研究又は研究費について、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置を講ずるものとする。
- 2 調査委員会は、告発された事案に係る研究が本学以外の研究機関等で行われたものであるときは、告発された事案に係る研究又は研究費について、証拠となる資料、関係書類等を保全する措置を講ずるよう当該研究機関等に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前2項の措置のために必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限しないものとする。

(本調査中における研究費の執行停止)

- 第31条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会 の調査結果の報告を受けるまでの間、調査対象の研究費の一時的な執行停止等 必要な措置を講ずることができる。
- 2 最高管理責任者は、資金配分機関から被通報者の当該研究費の支出停止命令を命ぜられた場合その他使用停止を命じるべき状況であると判断した場合には、調査対象以外の研究費の一時的な執行停止等必要な措置を講ずることができる。
- 3 前2項の規定により、研究費の一時的な執行停止を命ずる場合には、配分機 関との十分な協議を踏まえて対応するものとする。

(本調査の中間報告)

- 第32条 調査委員会は、本調査の過程であっても特定不正行為に係る事実が一部でも確認された場合には、速やかに当該事実を認定し、最高管理責任者を通じて、配分機関に報告するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、調査委員会は、本調査の終了前であっても、配 分機関の求めに応じ、最高管理責任者を通じて、調査の進捗状況又は調査の中 間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 3 調査委員会は、配分機関から、調査対象に係る資料の提出又は閲覧、現地調査等の要請があったときは、調査に支障があるなど正当な事由がある場合を除き、これに応じるものとする。

(本調査における研究又は技術上の情報の保護)

第33条 本調査の実施に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文 等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えい することのないよう十分配慮するものとする。

(被告発者の説明責任)

- 第34条 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動上の不正 行為に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究 活動が科学的に適正な方法と手続に即して行われたこと及び論文等もそれに 基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠を示して説明し なければならない。この場合において、再実験等を必要とするときは、第28 条第3項に定めるところにより行うものとする。
- 2 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究費の不正使用に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究費の使用が 適正な方法及び手続に即して行われたことを証拠となる資料及び関係書類等 を示して説明しなければならない。

第7章 特定不正行為の認定

(認定方法)

第35条 調査委員会は、前条各項の定めるところにより、被告発者が行う説明 を受けるとともに、調査によって得られた、物的及び科学的証拠、証言、被告 発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、本調査を開始した日から起算して 150日以内に、特定不正行為が行われたか否か等の認定を行い、その内容を 最高管理責任者に通知するものとする。

- 2 調査委員会は、前項の認定に当たり、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできない。
- 3 特定不正行為に関する証拠が提出された場合において、調査委員会は、被告 発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆され ないときは、特定不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属 する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、 本来存在するべき基本的な要素の不足により、被告発者が特定不正行為である との疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 4 前条の説明責任の程度及び前項の本来存在するべき基本的な要素については, 研究分野の特性に応じ,調査委員会が判断するものとする。
- 5 調査委員会は、第1項の認定において、研究活動上の不正行為が行われたものと認定した場合には、その内容及び悪質性、研究活動上の不正行為に関与した者及びその関与の程度、研究活動上の不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割その他必要な事項を併せて認定するものとする。
- 6 調査委員会は、第1項の認定において、研究費の不正使用が行われたものと 認定した場合には、その内容、研究費の不正使用に関与した者及びその関与の 程度、不正使用された研究費の額その他必要な事項を併せて認定するものとす る。
- 7 調査委員会は,第1項の認定において,特定不正行為が行われなかったと認 定される場合であって,調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判 明したときは,併せてその旨の認定を行うものとする。この認定に当たっては, 告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

- 第36条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合には、当該所属機関にも調査結果を通知する。
- 2 最高管理責任者は、理事長並びに当該事案に係る配分機関及び関係省庁に調 査結果を報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発 者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものと する。

(不服申立て)

- 第37条 特定不正行為が行われたものと認定された被告発者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審査

の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、前項の例により不服申立てをすることができる。

- 3 調査委員会は、不服申立てがあったときは、直ちに最高管理責任者に報告するものとし、報告を受けた最高管理責任者は、告発者又は被告発者、配分機関及び関係省庁にその旨を報告するものとする。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも、同様とする。
- 4 不服申立ての審査は、調査委員会(本項の規定により調査委員会に代わり審査する者を含む。以下同じ。)が行う。この場合において、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行 うか否かを速やかに決定するものとする。
- 6 調査委員会が、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定したときには、直ちに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、不服申立人に当該決定を通知する。この場合において、調査委員会が、当該不服申立てが当該事案の引延しや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知する。

(再調査)

- 第38条 調査委員会は、前条に基づく不服申立てについて、再調査を行う決定 をした場合には、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、 当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 不服申立人からの前項に定める協力が得られない場合には、調査委員会は、 再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。この場合においては、調査委 員会は、直ちに最高管理責任者に報告するものとし、報告を受けた最高管理責 任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、不服申立てについて再調査を開始した場合には、その開始した日から起算して50日以内(前条第2項の不服申立てについては30日以内)に、先の調査結果を見直すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、その期間内に、先の調査結果を見直すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合には、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は前項の報告に基づき、告発者、被告発者、被告発者、被告発者以外の者で特定不正行為に関与したと認定された者及び被告発者が本学以外の機関に所属している場合はその所属機関に、再調査の結果を速やかに通知するとともに、配分機関及び関係省庁に当該再調査の結果を報告する。

(調査結果の公表)

- 第39条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われたとの認定がなされた場合 には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は,特定不正行為に関与した者の氏名及び所属,

第3編研究 研究倫理規程

特定不正行為の内容,本学が公表時までに行った措置の内容,調査委員会委員 の氏名及び所属,調査の方法・手順等を含むものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為があったと認定された論文等が、告 発がなされる前に取り下げられていた場合等、合理的な理由があるときは、当 該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。
- 4 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、特定不正行為がなかったこと、 論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名及び所属、調 查委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法及び手順等を公表する。

第8章 告発者及び被告発者に対する措置

(研究費の使用中止)

第40条 最高管理責任者は、特定不正行為に関与したと認定された者、関与したとまでは認定されないが特定不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第41条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定 された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずる か否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を 公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第42条 最高管理責任者は、特定不正行為が行われなかったものとの認定があった場合には、本調査に際して講じた研究費の一時的な支出停止等の措置を解除するとともに、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の 名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(処分)

- 第43条 理事長は、特定不正行為が行われたものとの認定の報告があった場合には、法令等及び公立大学法人宮城大学就業規則(平成21年宮城大学規則第3号)、公立大学法人宮城大学職員懲戒規程(平成21年宮城大学規程第61号)その他の関係規程に従って、被認定者の処分を行うものとする。
- 2 理事長は、研究費の私的流用など特定不正行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟の提起を行うことができる。
- 3 最高管理責任者は,第1項の処分が課されたときは,該当する資金配分機関及び関係省庁に対して,その処分の内容等を通知するものとする。

第9章 雜則

(庶務)

第44条 この規程の執行に関する事務は、研究推進・地域未来共創センターに おいて行う。ただし、前条に掲げる職員の処分に関する事務は、事務局総務課 において行う。

(委任)

第45条 この規程に定めるもののほか,この規程の施行に関して必要な事項は, 学長が別に定める。

附 則 (H21.7.22 第8回理事会)

この規程は、平成 21 年 7 月 22 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (H24.3.28 第53回理事会)

- この規程は,平成24年4月1日から施行する。 附 則(H27.3.25 第94回理事会)
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則(H28.3.23 第 107 回理事会)
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(H29.3.22 第120回理事会)
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(H30.3.28 第135回理事会)
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。 附 則(R3.3.24 第172回理事会)
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(R5.3.22 第198回理事会)
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(R6.3.27 第209回理事会)
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。